

定 款



日本コンクリート工業株式会社

NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.

日本コンクリート工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、日本コンクリート工業株式会社と称する。

(英文では、NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD. と表示する)

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンクリート又はその他の材料を使用した、ポール・パイル・ブロック等各種製品の製造及び販売
2. 建築物、構築物の設計、監理、工事請負、調査診断及び補修
3. 砂利、砂、土石類等の採取、加工及び販売
4. 肥料の製造及び販売
5. 前各号に関連する製造プラントの設計、製作、据付及び技術指導
6. 産業廃棄物の収集・運搬、処理、処分及びリサイクル
7. 環境関連技術製品、建設用資材、薬品の販売
8. 環境保全及び資源リサイクルに関するコンサルティング業務
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
10. 発電及び電気の供給・販売
11. 前各号に関連する事業に対する投資
12. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(株式の総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、180,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 本会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議にもとづいて代表取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長、又は取締役社長がこれに当たる。

3. 議長となるべき者に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第 16 条 本会社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入、変更及び廃止することができる。なお、買収防衛策とは、本会社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

2. 本会社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

3. 本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

- (1) 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと
- (2) 本会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第 20 条 本会社に取締役 15 名以内を置く。

(選 任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、会長、社長を置くことができる。

(任 期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報 酬 等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役・顧問)

第 26 条 本会社は、取締役会の決議によって、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

(取締役会の権限)

第 27 条 取締役会は、すべての取締役をもって組織し、法令に定める事項のほか本会社の業務執行の方針を決議する。

(招集権者及び議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。

2. 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長、又は取締役社長がこれに当たる。

3. 議長となるべき者に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法等)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 33 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 執行役員

(執行役員)

第 34 条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役又は従業員の中から選任し、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。

3. 取締役会は、その決議によって、執行役員に会長、社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。

(執行役員制度)

第 35 条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。

第6章 監査役及び監査役会

(定 員)

第 36 条 本会社に監査役 5 名以内を置く。

(選 任)

第 37 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 会社法第 329 条第 3 項の監査役補欠者選任の効力は、株主総会において別段の決議がされた場合を除き、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

2. 監査役会は、その決議によって、常任監査役若干名を選定することができる。

(任 期)

第 39 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した場合の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報 酬 等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の権限)

第 41 条 監査役会は、すべての監査役をもって組織し、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決議する。

(招集通知)

第 42 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法)

第 43 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 44 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 45 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 46 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎事業年度末日をもって決算を行う。

(剰余金の配当等)

第 48 条 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 本会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

3. 本会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

4. 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(配当金等の除斥期間)

第 49 条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、本会社は、その支払の義務を免れるものとする。

(附則)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

昭和 23 年 7 月 20 日制定
昭和 26 年 7 月 26 日改定
昭和 26 年 10 月 3 日改定
昭和 27 年 4 月 1 日改定
昭和 27 年 7 月 10 日改定
昭和 29 年 7 月 15 日改定
昭和 31 年 7 月 10 日改定
昭和 33 年 7 月 25 日改定
昭和 36 年 7 月 15 日改定
昭和 41 年 7 月 30 日改定
昭和 42 年 7 月 29 日改定
昭和 43 年 7 月 30 日改定
昭和 50 年 1 月 30 日改定
昭和 51 年 8 月 30 日改定
昭和 57 年 8 月 30 日改定
昭和 62 年 8 月 28 日改定
平成 3 年 6 月 27 日改定
平成 6 年 6 月 29 日改定
平成 10 年 6 月 26 日改定
平成 14 年 6 月 27 日改定
平成 15 年 6 月 27 日改定
平成 16 年 6 月 29 日改定
平成 17 年 6 月 29 日改定
平成 18 年 6 月 29 日改定
平成 19 年 6 月 28 日改定
平成 21 年 6 月 26 日改定
平成 22 年 6 月 29 日改定
平成 26 年 6 月 27 日改定
平成 26 年 8 月 11 日改定
平成 26 年 10 月 1 日改定
平成 27 年 6 月 26 日改定
平成 30 年 6 月 28 日改定
令和 4 年 6 月 29 日改定